

○那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

令和5年9月22日告示第120号

改正

令和5年12月11日告示第133号

那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、本市において、事業所へ太陽光発電設備及び蓄電池を設置する者又は市有施設へ太陽光発電設備を設計若しくは設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより再生可能エネルギー発電設備の普及を促進し、もって地域の脱炭素化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (2) 民間事業者等 那須塩原市内にある事業所を用いて事業を行う者及び

PPA事業を行う者をいう。

(3) 事業所 事務所、店舗、工場等の事業の用に供する施設をいう。

(4) PPA事業 事業者が、自身が所有する太陽光発電設備を第三者が所有する事業所又は市有施設に設置し、発電された電気を当該施設に供給する事業をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の事業所又はその敷地への太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置
- (2) 市有施設への太陽光発電設備の設置に係る設計
- (3) 前号の設計に基づく市有施設への太陽光発電設備の設置

(補助対象設備)

第5条 補助の対象とする設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1の補助対象設備欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表要件欄に定める全ての要件を満たすものとする。ただし、那須塩原市青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金交付要綱に規定する補助対象設備と重複して補助金の交付を受けることはできない。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自身が所有又は管理する市内の事業所又はその敷地に太陽光発電設備等を設置する者
- (2) PPA事業又はリース（以下「PPA事業等」という。）を行う事業

者（市内の建物又は土地に太陽光発電設備等を設置する場合に限る。）

(3) P P A 事業により市有施設に太陽光発電設備の設置に向けた設計又はその設計をもとに太陽光発電設備を設置する事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としないものとする。

(1) 個人にあっては市税を滞納している者（那須塩原市以外に市町村税を納付する義務がある者にあつては、その市町村税を滞納している者）、事業者にあつては、国税及び地方税を滞納している者

(2) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者を経営に関与させている者

（補助対象経費）

第7条 補助対象経費の区分及び各費目については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号、以下「実施要領」という。）別表第1の規定の例によるものとする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、別表第1の補助対象設備欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表補助額等欄に定める額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限として、予算の範囲内で市長の定める額とする。

（交付申請書等）

第9条 規則第4条の規定にかかわらず、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の交付申請書は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち第6条第1号に規定する者にあつては民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号の1）、第6条

第2号又は第3号に規定する者にあつては民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号の2）とし、別表第2に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添えるものとする。

2 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付（不交付）決定通知書）

第10条 規則第5条の規定にかかわらず、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の交付（不交付）決定通知書は、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）とする。

（交付の条件）

第11条 補助金の交付については、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- （2） 各種法令を遵守した設備であること。
- （3） 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得

した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。

(4) 補助対象設備の設置又は市有施設への太陽光発電設備の設置に係る設計が、申請のあった年度の2月末日までに完了すること。

(5) 補助対象設備の設置について、那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（令和2年那須塩原市条例第3号。以下「太陽光条例」という。）第10条に規定する許可が必要な事業のとき（以下「条例該当事業」という。）は、同条例及び那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則（令和2年那須塩原市規則第33号。以下「太陽光条例施行規則」という。）を遵守するものとする。

（変更（中止・廃止）承認申請書）

第12条 規則第7条の規定にかかわらず、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の変更（中止・廃止）承認申請書は、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）とする。

（変更（中止・廃止）承認等通知書）

第13条 規則第8条の規定にかかわらず、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の変更（中止・廃止）承認等通知書は、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）とする。

（実績報告書）

第14条 規則第12条の規定にかかわらず、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の実績報告書は、第6条第1号に規定する者にとっては民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第7号の

1)、第6条第2号又は第3号に規定する者にあつては民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書(様式第7号の2)とし、別表第3の補助対象事業欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表必要となる書類欄に定める書類を添えるものとする。

(補助金額の確定通知書)

第15条 規則第15条の規定にかかわらず、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の額の確定通知書は、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書(様式第8号)とする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助対象者が偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

(交付請求書)

第17条 規則第17条の規定にかかわらず、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の交付請求書は、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書(様式第9号)とする。

(利用状況の報告)

第18条 第4条第1号に規定する事業で補助の交付を受けた補助対象者は、補助金の交付の対象となつた事業の完了日の翌月1日から1年分の設備利用状況について、報告対象期間の最終月の翌月末までに、利用状況報告書(様式第10号)により、市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告後においても、市長が必要と認めるときは、補助対象者に対して、利用状況について報告をさせることができる。

(書類の保管期間)

第19条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年間とする。

(財産処分の制限)

第20条 規則第21条第2号の規定により市長が指定するものは、補助対象設備の本体の購入に要した費用が単価50万円以上の設備とする。

2 規則第21条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

3 補助対象事業により取得した設備の処分に関し承認を受けようとする者は、規則第21条の規定により、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金に係る財産処分承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金に係る財産処分(承認・不承認)通知書(様式第12号)により通知するものとする。

5 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時からの第2項の期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの場合は、この限りでない。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月22日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条、第18条、第19条及び第20条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和5年12月11日告示第133号)

この告示は、令和5年12月11日から施行する。

別表第1 (第5条及び第8条関係)

補助対象設備	要件	補助額等
太陽光発電設備のうち事業所又はその敷地に設置される物	実施要領別紙2に規定する交付対象事業の内容のうち、「ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備太陽光発電設備(自家消費型)」の交付要件を全て満たすこと。	太陽光発電設備の公称最大出力の合計値に、1kW当たり5万円を乗じて得た額。(第6条第1項第1号に規定する補助対象者にあつては、公称最大出力の合計値は100kWを上限とし、同項第2号に規定する補助対象者にあつては、公称最大出力の合計値は120kWを上限とする。)

<p>太陽光発電設備のうち市有施設に設置される物</p>	<p>実施要領別紙2に規定する交付対象事業の内容のうち、「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」の交付要件を全て満たすこと。</p>	<p>補助対象経費の2分の1</p>
<p>蓄電池</p>	<p>実施要領別紙2に規定する交付対象事業の内容のうち、「ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電（イ）蓄電池」の交付要件を全て満たすこと。</p>	<p>蓄電池の価格（円／kWh）の3分の1。 ただし、家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）を設置するときにあつて、補助対象者が第6条第1項第1号に規定するものときにあつては、155,000円／kWh（工事費込み・税抜き、上限100kWh）の3分の1とし、補助対象者が同項第2号に規定するものときにあつては、155,000円／kWh（工事費込み・税抜き、上限120kWh）の3分の1とする。 業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）を設置するときに</p>

	<p>あって、補助対象者が第6条第1項第1号に規定するもの のときにあつては、190,000円/kWh（工事費込み・税抜き、上限100kWh）の3分の1とし、補助対象者が同項第2号に規定するものときにあつては、190,000円/kWh（工事費込み・税抜き、上限120kWh）の3分の1とする。</p>
--	---

別表第2（第9条関係）

補助対象事業	必要となる書類
<p>第4条第1号に規定する事業</p>	<p>(1) 施設に設置するときにあつてはその施設の所有者が分かる書類、地面に直接設置するときにあつてはその土地の所有者が分かる書類</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの納税を証明する書類</p> <p>ア 申請者が民間事業者にあつては申請時点で発行できる最新年度の国税及び地方税の納税を証明する書類（ただし、登録簿に登録されている事業者にあつては添付不要）</p> <p>イ PPA事業等により設置するときにあつてはその契約を予定する相手（以下「契約予定者」という。）について、個人にあつては申請時点で発行で</p>

きる最新年度の市町村税の納付状況が記載された納税証明書、事業者にあつては申請時点で発行できる最新年度の国税及び地方税の納税を証明する書類

- (3) 設備を設置する施設又は土地の所有者が申請者と異なる場合は、その所有者からの同意書兼誓約書（所有者が個人にあつては様式第2号の1を、所有者が法人にあつては様式第2号の2を添付すること）
- (4) PPA事業等により設置するときにあつては、契約予定者からの誓約書（契約予定者が個人にあつては様式第3号の1を、契約予定者が法人にあつては様式第3号の2を添付すること。なお、前号の規定により同意書兼誓約書を添付しているときは添付不要）
- (5) 補助対象設備の設置に係る補助対象経費の内訳が分かる書類
- (6) 補助対象設備の型式及び仕様が確認できる書類
- (7) 補助対象設備の公称最大出力の合計値が分かる書類
- (8) 補助対象設備を設置した際の発電量、自家消費量等により自家消費率が分かるシミュレーション資料
- (9) 配置図
- (10) 条例該当事業にあつては太陽光条例施行規則第8条に規定する太陽光発電設備設置許可申請書及びその添付書類の写し

	(11) その他市長が必要と認める書類
第4条第2号に規定する事業	(1) 補助対象設備の設計に係る見積書 (2) 仕様書 (3) その他市長が必要と認める書類
第4条第3号に規定する事業	(1) 補助対象設備の設置に係る補助対象経費の内訳が分かる書類 (2) 補助対象設備の型式及び仕様が確認できる書類 (3) 補助対象設備の公称最大出力の合計値が分かる書類 (4) 配置図 (5) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第14条関係）

補助対象事業	必要となる書類
第4条第1号に規定する事業	(1) 設備設置に係る契約書の写し（P P A 事業にあつては、P P A 事業の契約書の写し） (2) 領収書の写し（P P A 事業にあつては施工の完了が分かる書類） (3) 領収書の内訳が分かる書類（P P A 事業にあつては要した補助対象経費の内訳が分かる書類） (4) 設備設置状況が把握できるカラー写真（設置前後の状況が分かるもの） (5) 条例該当事業にあつては、太陽光条例第16条に規定する検査済証の写し (6) その他市長が必要と認める書類

第4条第2号に規定する事業	(1) 成果物の写し (2) 設計に要した補助対象経費の内訳が分かる書類 (3) その他市長が必要と認める書類
第4条第3号に規定する事業	(1) 施工の完了が分かる書類 (2) 設備の設置に要した補助対象経費の内訳が分かる書類 (3) 設備設置状況が把握できるカラー写真（設置前後の状況が分かるもの） (4) 条例該当事業にあつては太陽光条例第16条に規定する検査済証の写し (5) その他市長が必要と認める書類

様式第1号の1（第9条関係）

様式第1号の1（第9条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書

那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助対象設備				
設備の設置場所				
太陽光発電設備	合計出力	k W		
	補助対象経費	円		
	補助額①	円		
	余剰電力の 売電の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合 売電先	
蓄電池	蓄電容量	k W h		
	補助対象経費	円		
	補助額②	円		
補助金交付申請額	①+②	円		

※ 補助額の算出に当たっては、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱別表第1を参照すること。

様式第1号の2（第9条関係）

様式第1号の2（第9条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 所在地

代表者氏名

電話番号

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書

那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助対象設備				
設備の設置場所				
P P A事業等の 契約予定者	住所			
	氏名			
太陽光発電設備	合計出力	k W		
	補助対象経費	円		
	補助額①	円		
	余剰電力の 売電の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合 売電先	
蓄電池	蓄電容量	k W h		
	補助対象経費	円		
	補助額②	円		
補助金交付申請額	①+②			円

※ 補助額の算出に当たっては、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱別表第1を参照すること。

様式第2号の1（第9条関係）

様式第2号の1（第9条関係）

同意書兼誓約書（個人用）

私は、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の交付申請に当たり、次の全ての事項について同意し、かつ、誓約します。

- 1 私は、補助対象設備を私が所有する次の施設又は土地に設置されることに同意します。
・施設所在地又は土地の地番：那須塩原市
- 2 私は、那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者に該当せず、今後においても暴力団員と関係を持つ意思がないことを誓約します。

年 月 日

那須塩原市長 様

住所

氏名

様式第2号の2（第9条関係）

様式第2号の2（第9条関係）

同意書兼誓約書（法人用）

当社は、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の交付申請に当たり、次の全ての事項について同意し、かつ、誓約します。

- 1 当社は、補助対象設備を当社が所有する次の施設又は土地に設置されることに同意します。
・施設所在地又は土地の地番：那須塩原市
- 2 当社及び代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第1条に規定する暴力団、第2条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者に該当せず、今後においても暴力団員と関係を持つ意思がないことを誓約します。

年 月 日

那須塩原市長 様

所在地

名称及び代表者氏名

様式第3号の1（第9条関係）

様式第3号の1（第9条関係）

誓約書（個人用）

私は、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

私は、那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者に該当せず、今後においても暴力団員と関係を持つ意思がないことを誓約します。

年 月 日

那須塩原市長 様

住所 _____

氏名 _____

様式第3号の2（第9条関係）

様式第3号の2（第9条関係）

誓約書（法人用）

当社は、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

当社及び代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第1条に規定する暴力団、第2条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者に該当せず、今後においても暴力団員と関係を持つ意思がないことを誓約します。

年 月 日

那須塩原市長 様

所在地 _____

名称及び代表者氏名 _____

様式第 4 号（第10条関係）

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

第 年 月 日

申請者住所
氏 名 様

那須塩原市長

印

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金については、次のとおり決定したので、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

決定の内容	<input type="checkbox"/> 決 定（交付金額 円 ） <input type="checkbox"/> 不交付（理由： ）
補助金等の名称	民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金
交付条件	この補助金については、那須塩原市補助金交付規則に基づく指示及び処分を遵守すること。

様式第5号（第12条関係）

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金について、次のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

様式第6号（第13条関係）

様式第6号（第13条関係）

第 年 月 日 号

申請者住所
氏名 様

那須塩原市長



民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金
変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金変更（中止・廃止）申請については、次のとおり決定したので、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

決定の内容	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認（理由： ）
承認の条件	

様式第7号の1（第14条関係）

様式第7号の1（第14条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書

那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助対象設備					
設備の設置場所					
太陽光発電設備	合計出力				k W
	補助対象経費				円
	補助額①				円
	余剰電力の 売電の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合 売電先		
蓄電池	蓄電容量				k W h
	補助対象経費				円
	補助額②				円
補助額	①+②				円

様式第7号の2（第14条関係）

様式第7号の2（第14条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 所 在 地

代表者氏名

電話番号

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書

那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助対象設備				
設備の設置場所				
P P A事業等の 契約者	住所			
	氏名			
太陽光発電設備	合計出力	k W		
	補助対象経費	円		
	補助額①	円		
	余剰電力の 売電の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合 売電先	
蓄電池	蓄電容量	k W h		
	補助対象経費	円		
	補助額②	円		
補助額	①+②	円		

様式第 8 号 (第15条関係)

様式第 8 号 (第 1 5 条関係)

第 年 月 日

申請者住所

氏 名 様

那須塩原市長

印

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金については、次のとおり確定したので、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第 1 5 条の規定により通知します。

補助金等の名称	民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金
交付確定額	円

様式第9号（第17条関係）

様式第9号（第17条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により通知のあった民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金について、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第17条の規定により次のとおり請求します。

請求金額 円

交付確定額 円

振込先

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協
店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

様式第10号 (第18条関係)

様式第10号 (第18条関係)

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金利用状況報告書

那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり利用状況を報告します。

- 1 設備の設置場所
- 2 事業完了日 年 月 日
- 3 利用状況報告期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 利用状況

(1)月別発電量等

	①発電量 (kWh)	②自家消費電力量 (kWh)	③自家消費率 (②/①×100) (%)
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

(2)導入効果

	自家消費電力量	二酸化炭素排出削減量
効果		

※ 添付書類

- (1) 報告期間内の太陽光発電電力量が確認できる書類
- (2) 報告期間内の自家消費電力量が確認できる書類

様式第11号（第20条関係）

様式第 1 1 号（第 2 0 条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった民間事業者等への太陽光発電設備等設置において取得した補助対象設備について、次のとおり処分したいので那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第 2 0 条の規定により次のとおり申請します。

処分する設備	
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 ・その他（ ）
処分の時期 （予定）	
処分の理由	
処分によって収益がある場合は、その額	円

（備考）

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。

様式第12号（第20条関係）

様式第12号（第20条関係）

第 年 月 日

申請者住所
氏名 様

那須塩原市長

印

民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金に係る
財産処分承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金に係る財産処分については、次のとおり決定したので、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第20条の規定により通知します。

決定の内容	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認（理由： ）
処分する設備	
処分等の内容	
承認の条件	財産処分を承認するものについては、次の条件を付すものとする。 1 処分等が完了した場合は、速やかに報告書、処分等の完了を証する書類を提出すること。 2 処分等の完了後、別途通知する補助金に相当する額を納付すること。